

日本ボーイスカウト静岡県連盟 浜松地区規約

第1章 総則

- 1) 本規約は、日本ボーイスカウト静岡県連盟規約第12章（地区）に基づき、地区に関して定めるものである。
- 2) 地区を設置する目的を次のとおりとする。
 - ① 各団の独立と主導性を妨げることなしに、その地域のスカウト運動を保護し、隆盛ならしめること。
 - ② 各団相互の間、及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的協調を保つこと。
 - ③ 県連盟の方針及びプログラムを、地区内に効果的に実施せしめ、かつ、地区の状況及び方針を県連盟に伝達、反映すること。
- 3) 地区は浜松市の一部（中区、南区、西区、北区）及び湖西市の加盟団をもって構成し、名称は「一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区」とする。略称を「ボーイスカウト浜松地区」とする。
- 4) 地区に次の組織を置くものとする。
 - ① 地区協議会
 - ② 地区委員会
 - ③ 地区名誉会議
- 5) 地区委員長をもって地区内ボーイスカウト運動の代表とする。
- 6) 地区の所在地は地区委員長宅とする。

第2章 地区協議会

- 1) 地区に地区協議会を設ける。
- 2) 地区協議会長は、地区内のスカウト運動の発展に資する。
- 3) 地区協議会の構成は、次のとおりとする。
 - ① 地区協議会長・同副会長
 - ② 地区委員長・同副委員長
 - ③ 地区コミッショナー・同副コミッショナー
 - ④ 団担当コミッショナー
 - ⑤ 各運営委員会及び特別委員会の委員長・副委員長
 - ⑥ 会計(副を含む)
 - ⑦ 事務長及び事務次長
 - ⑧ 会計監査委員
 - ⑨ 各団団委員長又は団委員長が委任した団を代表する者
 - ⑩ 各隊隊長又は隊長が委任した隊を代表する者
- 2) 地区協議会は、**定期**総会及び必要に応じた臨時総会を開催するものとし、地区協議会長がこれを招集する。
- 2) 各総会は、次の事項について審議、決定を行う。
 - ① 地区役員の選出に関する事。
 - ② 地区規約の改定に関する事。
 - ③ 事業計画の承認に関する事。
 - ④ 予算、決算の承認に関する事。

- ⑤ その他、協議会長が必要と認めたこと。
 - 3 総会の議長は、地区協議会長がこれに当たる。地区協議会長が欠席の場合は、第7章－2)の定めるところにより、副地区協議会長が代理する。
 - 4 総会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、その議決は多数決による。
 - 5 総会の開催通知は、日時、場所、目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催10日以前に送付通知しなければならない。審議事項は書面又は電磁的方法をもって、開催1週間以前に通知しなければならない。
 - 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない地区協議会構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の地区協議会構成員を代理人として表決を委任することができる。
また オンライン会議システムによる参加も可とする
- 3) 総会の議決により、地区協議会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

第3章 地区委員会

- 1) 地方に地区委員会を設ける。
- 2) 地区委員会は、地区協議会総会の承認を得た計画に従い運営するほか、事業及び補正予算等運営に必要な事項について審議、調整、決定する。
- 3) 地区委員会は、地区委員長が主催し、招集する。
- 4) 地区委員長は地区の代表として、地区的意向を県連盟理事会に反映せしめ、また理事会の方針及び決定事項を、地区に報告する責務を有する。
- 5) 地区委員長は、地区スカウト活動の活性化のため各団との調整を図るほか、障害者スカウティング等について担当者を指名してその業務を担当させることができる。
- 2) 地区委員会は、第7章－1)に定める地区役員及び各団委員長をもって構成する。
- 3) 地区委員会の議長は、地区委員長がこれに当たる。地区委員長が欠席の場合は、第7章－2)の定めるところにより、副地区委員長が代理する。
- 4) 地区委員会の定足数は、過半数（委任状含む）とし、議決は出席者の多数決による。可否同数の時は、地区委員長議長がこれを決する。
- 5) やむを得ない理由のため地区委員会に出席できない地区委員会構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の地区委員会構成員を代理人として表決を委任することができる。
また オンライン会議システムによる参加も可とする

第4章 運営委員会、特別委員会及び事務局等

- 1) 地区委員会には、次の運営委員会及び地区コミッショナーが所管するコミッショナーラープ及びトレーニングチームを設けるほか、会計及び事務局を置く。
 - ① 総務・野営行事委員会
 - ② 広報・組織拡充委員会
 - ③ 進歩・指導者養成委員会
- 2) 各運営委員会の担当業務は、次のとおりとする。
 - ① 総務・野営行事委員会
 - ア 各委員会業務の総合調整
 - イ 協議会の総会並びに中間総会の事務に関すること
 - ウ 規約の改正に関すること
 - エ スカウト関係以外の団体との調整に関すること

- オ 公印の保管に関すること
- カ 事業計画に基づく予算案の策定に関すること
- キ 事業補助金の運用に関すること
- ク 地区運営に関する財源確保等、財務に関すること
- ケ 地区主催事業の後方支援に関すること
- コ 他の団体、機関の企画する行事への支援に関すること
- サ 地区備品の管理に関すること
- シ 地区行事等の安全管理に関すること
- ス その他、他の委員会に属さないこと

② 広報・組織拡充委員会

- ア ボーイスカウト運動の普及・拡充に関すること
- イ スカウト募集及び友情章に関すること
- ウ 県教育委員会授業外学習ポイント制度に関すること
- エ 新団結成の支援に関すること
- オ 県連広報誌等の原稿募集に関すること
- カ 地区ホームページ運営・管理に関すること
- キ 報道機関への情宣活動に関すること
- ク その他、広報に関する事項の研究等

③ 進歩・指導者養成委員会

- ア 進級考查及び面接に関すること
- イ 技能章考查員、指導員の選任に関すること
- ウ スカウト記章の申請及び授与に関すること
- エ スカウト顕彰に関すること
- オ 指導者訓練・研修に関すること

3) 会計の担当業務は、次のとおりとする

- ア 地区予算の経理及び決算に関すること

4) 事務局に事務長を置く、必要に応じて事務次長を置くことができる。

2 事務局の担当業務は、次のとおりとする。

- ① 県連盟事務局との連絡、調整に関すること。
- ② 委員会の開催に関する事項(会場確保・通知等)
- ③ 配布資料の作成及び配布物の各団当て配布に関すること
- ④ 地区表彰及び県連、日連等表彰の事務に関すること
- ⑤ 加盟登録・保険加入に関すること

5) 地区委員会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

但し、特別委員会は、当初の目的を達成した場合は解散しなければならない。

6) 各コミッショナー及び各委員会は、その担当する業務について県連各委員会等との窓口業務を行うものとする。

第5章 地区コミッショナー

- 1) 地区コミッショナー(地区副コミッショナー、団担当コミッショナーを含む)は教育・指導面を担当し、日本連盟教育規程5-8④を任務とする。
- 2) 地区コミッショナー統括のもと、地区にトレーニングチームを設けることができる。

2 地区トレーニングチームの組織及び運営に関しては、別に定める浜松地区訓練チーム規定による。

第6章 地区名誉会議

- 1) 地区に名誉会議を設ける。
- 2) 地区名誉会議は、地区表彰及び、県連盟表彰申請・日連表彰申請の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名譽にもとる事項を審議、議決する。
- 3) 地区名誉会議の構成は次のとおりとする。
 - ① 地区協議会長・同副会長
 - ② 地区委員長・同副委員長
 - ③ 地区コミッショナー
 - ④ 事務長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）
- 4) 地区名誉会議は、地区協議会長が主催し、招集する。
- 5) 議長は、地区協議会長がこれに当たる。
- 2 審議に関わる資料は、地区事務長がこれを保管、管理する。
- 6) 地区名誉会議の定足数は、過半数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7) 地区名誉会議の出席者は、審議の過程で知り得た個人または団体の名譽または不名誉に関する事項及びその審議の経緯について、これを他に漏らしてはならない。

第7章 地区役員

- 1) 地区役員を、次のとおりとする。
 - ① 地区協議会長・同副会長
 - ② 地区委員長・同副委員長
 - ③ 地区コミッショナー・同副コミッショナー
 - ④ 団担当コミッショナー
 - ⑤ 運営委員会及び特別委員会の委員長・副委員長
 - ⑥ 会計(副を含む)
 - ⑦ 会計監査委員
 - ⑧ 事務長及び事務次長
- 2) 地区役員の選出
 - ① 地区役員（正・副地区コミッショナー及び団担当コッシュナーを除く）は、毎年地区協議会総会において選出するものとし、地区協議会副会長及び地区副委員長は必要に応じてこれを置くことができるものとする。
 - ② 地区コミッショナー・地区副コミッショナー、団担当コミッショナーについては、日本連盟教育規程5-8及び5-9による。
- 2 地区協議会副会長又は地区副委員長は、それぞれの会長又は委員長を補佐し、その事故ある時または欠員の場合はこれを代理する。
- 3 地区委員長は、県連盟役員となる。
- 3) 地区役員の任期
 - ① 地区総会選出の役員の任期は、次回の地区総会終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、地区委員長の任期は、1期2年とし次回県連総会までとする。地区委員長の再任は妨げないが、最高3期6年までとする。
 - ② 特別委員会委員長及び副委員長については、その設置時に個別に定めるものとする。

- ③ 地区名誉会議委員は、地区の当然職に就いた時点より始まり、地区のその職を失した時点で終了するものとする。
　　地区総会選出の役員に欠員を生じた場合の補充は、臨時総会において行う。
 - ④ 補充又は増員による役員及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - ⑤ 地区コミッショナー・地区副コミッショナー、団担当コミッショナーについては、日本連盟教育規程5-8②による。
　　尚　地区コミッショナーの任期は日本連盟教育規程5-8②により1期2年であるが、最高3期6年までとする。
- 4) 運営委員会及び特別委員会の委員は、各団の推薦を得て、地区委員長が委嘱する。
 - 2 委員の委嘱は、協議会資料にその名簿を開示することによりなされたものとする。
 - 3 各委員の任期等は役員に準じるものとする。
 - 5) 会計監査
 - ① 会計監査委員は地区委員会において推薦され、総会で承認された者とする。
 - ② 会計監査委員は地区会計を監査するとともに、会計に指導・助言できる。
 - ③ 会計監査員は他の地区役員を兼ねることはできない。

第8章 資金の充足及び管理

- 1) 地区の資金及び経理は、地区委員会の指示に従い維持され、かつ整理されなければならない。
- 2) 地区は、その運営に必要な経費を得るために、分担金を加盟団に課すことができる。ただし、その金額及び徴収方法は、地区総会の審議により決定しなければならない。
- 3) 地区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第9章 付則

地区はこの規約の他、規定・施行規則等を定める場合は、地区委員会に上程し、審議を経なければならない。

- 1) 規定及び施行規則の制定及び改定は総会の承認を得ることなく、地区委員会において出席役員地区委員会構成員の3分の2以上の同意による議決を経て効力を発する。
- 2) この規約に定めのある場合を除き、本地区運営はすべて日本連盟教育規程・県連盟規約及びその細則の示すところとする。
- 3) この規約は、平成16年4月20日から施行する。

平成17年7月1日 改定・施行
平成19年4月24日 改定・施行
平成20年4月1日 改定・施行
平成23年4月1日 改定・施行
平成24年4月1日 改定・施行
平成24年12月18日 改定・施行
平成26年4月21日 改定・施行
平成28年4月25日改定・施行
2019年4月22日改定・施行
2020年6月16日改訂・施行